

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第4回）

「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」は、少子化問題への対応として、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境を整備すべく、2003年に公布されました。

企業はこの法律に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について、「一般事業主行動計画（行動計画）」を策定することとなっています。

社員一人ひとりが、仕事と生活の調和を図りながらその能力を発揮し、意欲をもって働くことができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年3月1日から2021年2月28日までの2年間

2. 内 容

【目標1】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社保料免除など育児休業等の制度に関するパンフレットをホームページに掲載し、制度の周知を図る。

各年7月 職場復帰等の課題や改善点について、経営会議等で検討する
★問題があった場合、経営会議等において改善のための取組を検討、実施する。

【目標2】

妊娠中や産休・育休復帰後の両立支援に係る相談窓口を設置する。

2019年4月 相談窓口の設置について検討
2019年7月 相談窓口の設置について社員への周知
各年6月 相談員研修

【目標3】

年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間10日以上とする。

四半期ごと 有給休暇の取得状況を取りまとめる（各年6、9、12、3月）
各年10月 HP、社内報などで有給休暇の取得促進キャンペーンを行う
★全社員に対し、有給休暇の取得促進に向けた取組を実施する。